

砥部町通学バス運行管理規程

平成 22 年 2 月 26 日
教育委員会告示第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、千里小学校、広田小学校猿谷分校、高市小学校、玉谷小学校及び広田中学校の廃校に伴う当該小学校又は中学校の校区であった区域に居住する児童及び生徒の遠距離通学対策（以下「遠距離通学対策」という。）として、通学バスを運行することに関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第 2 条 この告示の適用を受ける者は、次の各号に掲げる者のうち、当該各号に掲げる砥部町区長設置条例（平成 17 年砥部町条例第 9 号）に規定する行政区の区域に居住する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 砥部小学校に在籍する児童 万年区、千里区、二ツ木区、立野区、川上区及び川中区
- (2) 広田小学校に在籍する 1 年生及び 2 年生の児童 仙波区
- (3) 広田小学校に在籍する児童 満穂区、篠谷区、玉谷区、大内野区及び高市区
- (4) 砥部中学校に在籍する生徒 旧広田村の区域にある行政区

（通学バスの運行）

第 3 条 通学バスは、対象者が在籍する学校の登校及び下校に際して対象者を輸送するために運行するものとする。ただし、前条第 1 号及び第 2 号の対象者については、当該小学校の開業日の輸送に限るものとする。

2 教育長は、通学バスを運行できないとき、又は特別の事情があるときは、通学バスに代えてタクシー業を営む者に委託する等の他の適当な方法により対象者を輸送しなければならない。

（通学バスの利用申込み）

第 4 条 対象者の保護者は、前条の規定により対象者の輸送を希望するときは、通学バス利用申込書（様式第 1 号）を教育長に提出するものとする。

2 前条第 2 項の規定により通学バスに代えて他の方法により対象者を輸送しようとする場合は、必要に応じて前項の通学バス利用申込書を修正して使用するものとする。

（運行計画）

第 5 条 第 2 条に規定する区域を校区の一部とする学校の校長は、第 3 条に規定する輸送に関し、毎月、通学バス等の運行計画を定めるものとする。

2 校長は、前項の規定により運行計画を定めたときは、計画月の運行計画書を計画月の前月の 25 日までに教育長に提出するものとする。

3 前項の運行計画書は、運行日時、乗車人員、乗車及び下車地点その他適切な輸送に資するために必要な事項を記載しなければならない。

（経費負担）

第 6 条 遠距離通学対策に係る必要な経費は、町が負担する。

(通学バスの目的外使用)

第7条 教育長は、次に掲げる場合に限り通学バスを他の目的に使用することができる。

- (1) 災害時その他緊急に人員を輸送する必要があるとき。
- (2) 対象者を輸送しない時間において使用するとき。
- (3) その他特別に教育長が認めたとき。(通学バスの

目的外使用許可申請)

第8条 前条の規定により、通学バスを使用しようとする者は、通学バス目的外使用許可申請書(様式第2号)を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。(通学バスの管理)

第9条 通学バスの管理は、砥部町自動車管理規程(平成17年砥部町訓令第4号)の規定を準用する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、遠距離通学対策及び通学バスの管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日教育委員会告示第11号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

砥部町教育委員会教育長 様

保護者 住 所
氏 名



通学バス利用申込書

通学に砥部町通学バス等を利用したいので、下記に記載する氏名等の個人に関する情報を通学バス又はタクシーの運行関係者に提供することに同意の上、申し込みます。

記

児童又は生徒	氏 名		性別		生年月日	
	住 所	〒 				
	学 校 名				学 年	
緊急連絡先	第 1 連絡者 氏 名 (続柄)	()			電話番号	
	第 2 連絡者 氏 名 (続柄)	()			電話番号	

※ 町処理欄

受付年月日	年 月 日	受付者氏名	
特記事項			

年 月 日

通学バス目的外使用許可申請書

砥部町教育委員会教育長 様

申請者



次のとおり通学バスを使用したいので申請します。

使 用 日 時	月 日 時 分 ～ 時 分
使 用 区 間	
用 務	
運 転 者 氏 名	
同 乗 者 氏 名 （ 使 用 者 ）	
備 考	

通学バスの目的外使用について許可します。

年 月 日

砥部町教育委員会教育長

